

発行日 令和5年5月1日
発行所 公益財団法人 愛知県労働協会
〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター17階

産業労働情報コーナー

☎052-485-7153

産業労働情報コーナーでは、雇用、労働、就活等の図書、DVD及び雑誌を取り揃え、貸出をしています。

《貸出は3点まで、雑誌は閲覧のみ》

ホームページから図書、DVD、雑誌の検索ができます。また、主な労働専門雑誌の記事のタイトルをデータベース化しており、検索して情報を探すことができます。

新着図書・DVDのご案内



人材を活かす
等級制度の基本書



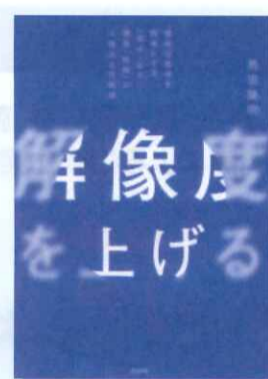
わかりやすい
社会保障制度 改訂版
はじめて福祉に携わる人へ



トラック運送業の
運輸局監査対策



調べる技術
国会図書館秘伝の
レファレンス・チップス



解像度を上げる
曖昧な思考を明晰にする「深さ・広さ・
構造・時間」の4視点と行動法



働きがいのある
会社とは何か
「働きがい理論」の発見

あいち労働総合支援フロアのご案内

あいち労働総合支援フロアは、産業労働情報コーナー、就労支援コーナー、職業適性相談コーナー及び労働相談コーナーを設けて、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談にお応えしています。

利用時間

月～金曜日 午前9時30分から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで（日曜日・祝日・年末年始を除く）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
URL <http://rodoshien-aichi.jp>



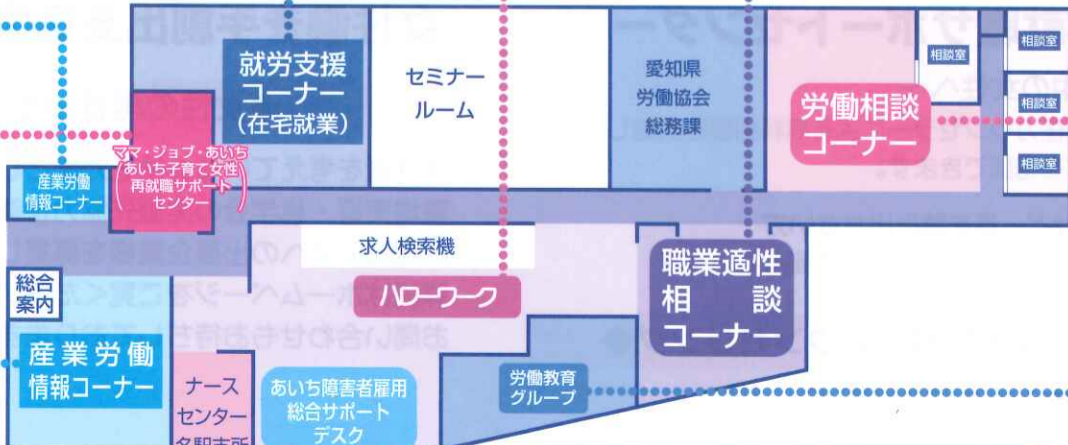
産業労働情報コーナー
（図書コーナー）
☎052-485-7153

就労支援コーナー
就労支援セミナー
☎052-485-7156
在宅就業（内職）相談・あっ旋
☎052-562-5016

ハローワーク
職業紹介・相談
☎052-533-0890

職業適性相談コーナー
☎052-485-7155（個人）
☎052-485-7157（企業・学校）

ママ・ジョブ・あいち
☎052-485-6996



労働相談コーナー
☎052-589-1405

愛知県労働協会
労働教育グループ
☎052-485-7154

愛知県ナースセンター名駅支所
☎052-433-1173

あいち障害者雇用総合サポートデスク
☎052-583-1010

労働教育セミナーのご案内

☎052-485-7154

WEB受講

部下の潜在力を最大限に引き出す！
1on1ミーティング実践講座

～結果を出し続ける強いチームをつくるために～

日時 令和5年6月16日(金) 13:00～17:00

講師 株式会社ビーユアセルフ
代表 岩下宏一氏

WEB受講 Zoomミーティング使用

受講料 9,000円(消費税込)

相手を魅了する
プレゼン提案書・
企画書作成術

日時 令和5年7月19日(水) 9:30～16:30

講師 株式会社ビジネスプラスサポート
人財育成プロデューサー 麻野由佳氏

会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)
あいち労働総合支援フロア(17階)
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

受講料 12,000円(消費税込)

会場・WEB受講同時開催

初心者のための
簿記・経理の入門知識

日時 令和5年7月25日(火) 10:00～16:30

講師 山中智広税理士事務所
税理士 山中智広氏

会場受講 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)
あいち労働総合支援フロア(17階)
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

WEB受講 Zoomウェビナー使用

受講料 10,000円(消費税込)

◆申込方法 愛知県労働協会ホームページまたは所定の申込用紙に住所、氏名、電話番号、勤務先等を明記の上、お申し込みください。
◆申し込み・問い合わせ 公益財団法人愛知県労働協会 労働教育グループ 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 TEL 052-485-7154 FAX 052-583-0585

労働相談コーナー

☎052-589-1405

労働相談コーナーでは、解雇、賃金、長時間労働、就業規則、労務管理、職場の人間関係などの労働相談を秘密厳守で行っています。相談員による相談のほか、専門家による相談も実施しています。



労働相談の御案内

弁護士、大学教授による特別相談 社会保険労務士、公認心理師等による専門労働相談 オンライン(Webex)による相談も実施(特別相談、専門労働相談に限る)

労働相談コーナーで受ける、よくある相談

Q 求人広告を見てA社に募集し、パートタイマーとして働くことになりました。ところが、実際に働く段階になって、会社から直接示された賃金の額は、求人広告の内容とは違ったものでした。「広告の内容と違う。」と言うと、「広告の条件はあくまで目安だから我慢して働いてほしい。」と言われました。このまま我慢するしかないのでしょうか。

A 求人広告(求人情報誌)は広く公に浸透しています。信義則の上から言っても、求人広告の内容どおりの労働条件にすべきと思われるので、再度、求人広告の内容を守ってくれるよう会社に話してみてください。

ただし、求人広告などに掲載された労働条件は、「申し込みの誘因」ととらえられており、申し込みそのものではありません。したがって、求人広告どおりの賃金額を請求した場合、会社は絶対応じなければならないとは、必ずしも言い切れません。いずれにしても、採用時に労使双方が取り交わす労働契約の内容が正規の労働条件になります。

また、使用者は、労働者を雇い入れる際に、賃金、労働時間、休日、就業の場所その他の労働条件を明示しなければならず、一定の事項についてはそれを記した書面を交付する必要があります(労基法第15条第1項)。さらに、労働契約法第4条第2項では「労働者及び使用者は、労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)について、できる限り書面により確認するものとする。」としています。会社に対して、労働条件を示すよう請求してみてください。

なお、労働者は、明示された労働条件が事実と相違する場合には、即時に労働契約を解除することができます(労基法第15条第2項)。

<参考>

◆募集時における賃金見込み額表示に関する裁判事例

① 労働者が閲覧した会社の求人票に記載された基本給見込み額が入社後の労働者の賃金額を下回るものであったため、その差額分を請求した事件において、判決では「求人票に記載された基本総額は『見込み額』であり、最低額の支給を保障したわけではなく、将来入社時までに確定されることが予定された目標としての額である。」「誇大賃金表示によるかけ引きないし増利のため賃金圧迫を企画したなど社会的批判に値する事実は認められない。」とし、労働者側の敗訴となっている(八州測量事件 東京高判 昭58.12.19)。

この裁判例では、「見込み」と明示している以上、募集広告内容や内定時の見込み額等の条件をそのまま実行する労働契約上の法的な義務はないとの判断を示しています。

② 一方、「公共職業安定所の紹介により成立した、労働契約の内容は、当事者間において求人票記載の労働条件を明確に変更し、これと異なる合意をした等、特段の事情のない限り、求人票記載の労働条件のとおり定められたものと解すべきである。」とした判例もあります(千代田工業事件 大阪地判 昭58.10.19)。

③ 以上のように裁判例は判断が分かれています。応募し内定した労働者は、募集時に示された賃金に期待していることは当然であるとの観点から、上記八州事件判決の中では、「求人者は、信義則上、みだりに右見込み額を下回る額で賃金を確定すべきでない義務」を負っていると指摘しています。

ママ・ジョブ・あいち

☎052-485-6996

あいち子育て女性再就職サポートセンター

～再就職を考えている子育て中の女性へ～

再就職を考えている女性に対し、専任カウンセラーによる無料相談を実施します。不安や悩みなどモヤモヤした気持ちを相談できます。

こんな方におススメ

- ・働きたいけど一歩を踏み出せない方
- ・何から始めたらいいかわからず悩んでいる方

◆専任カウンセラーによる相談・カウンセリング◆

オンラインでの相談も対応します。

◆専任カウンセラーによる出張相談◆

日程や出張先等については、ただいま企画中です。詳細はホームページをご覧ください。

女性働き手創出支援事業

◆女性の再就職支援 協力企業様募集◆

再就職を考えている女性を対象とした職場実習・見学会の実施先協力企業様、就職説明会への出展企業様を募集します。詳細はホームページをご覧ください。お問い合わせもお待ちしております。



<https://famifure.pref.aichi.jp/womens-support/>

